

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月17日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中区正木三丁目5番30号	
氏 名 日本総合住生活株式会社名古屋支社	
執行役員支社長 秋 田 比 佐 史	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-350-2800	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本総合住生活株式会社名古屋支社
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区正木3丁目5番30号
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	令和5年度元請完成工事高： 557,787万円(税抜)
③従業員数	126名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	集合住宅室内及び共用部補修工事 一次集積所にて分別保管された産業廃棄物を処理業者へ委託処理 ・廃プラスチック ⇒ 中間処理業者に処理委託し、プラスチック原料、助燃材等として再資源化又は埋立処分 ・紙くず ⇒ 中間処理業者に処理委託し、製紙原料等として再資源化又は埋立処分 ・木くず ⇒ 中間処理業者に処理委託し、木質チップ等として再資源化又は埋立処分 ・繊維くず ⇒ 中間処分業者に処理委託し、燃料ペレット等として再資源化 ・金属くず ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再生鉄鋼原料として再資源化又は埋立処分 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再生路盤材等として再資源化又は埋立処分 ・石膏ボード ⇒ 中間処分業者に処理委託し、石膏ボード原料等として再資源化又は埋立処分 ・がれき類 ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再生路盤材として再資源化又は埋立処分 ・混合物(管理型・安定型) ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再資源化又は埋立処分 集合住宅外壁修繕工事、給排水管改修工事、住環境整備等 現場にて分別保管された産業廃棄物を処理業者へ委託処理 ・廃プラスチック ⇒ 中間処理業者に処理委託し、プラスチック原料、助燃材等として再資源化又は埋立処分 ・紙くず ⇒ 中間処理業者に処理委託し、製紙原料等として再資源化又は埋立処分 ・木くず ⇒ 中間処理業者に処理委託し、木質チップ等として再資源化又は埋立処分 ・石膏ボード ⇒ 中間処分業者に処理委託し、石膏ボード原料として再資源化又は埋立処分 ・コンクリート破片 ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再生路盤材として再資源化 ・アスファルト・コンクリート破片 ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再生路盤材等として再資源化 ・混合物(管理型・安定型) ⇒ 中間処分業者に処理委託し、再資源化又は埋立処分 ・石綿含有産業廃棄物 ⇒ 最終処分業者に処理委託し、埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 分別可能な不要物は分別を徹底のうえ有価物を増やし、再資源化に努める。 ・ 金属くずのうち、もっぱら物として有償売却可能なものを増やし、廃棄物の減量に努める。 ・ 段ボール等の紙類を分別し、もっぱら物として有償売却可能なものを増やし、廃棄物の減量に努める。 ・ メーカーへ材料等の梱包材の削減を要請する。 ・ 当社従業員及び下請負業者に対し、産業廃棄物の適正処理に関する教育を実施する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 前年度の取組みを継続実施する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・ 工事現場における施工時の分別を強化、徹底する。 ・ 一次集積所に常駐する管理人により、分別を強化、徹底をする。 ・ 当社従業員及び下請負業者に対し、産業廃棄物の分別に関する教育を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・ 前年度の取組みを継続実施する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・再生利用率の高い処理業者との契約を検討推進 ・優良認定処理業者との契約を検討推進 ・再生利用率の向上を処理業者へ要望		

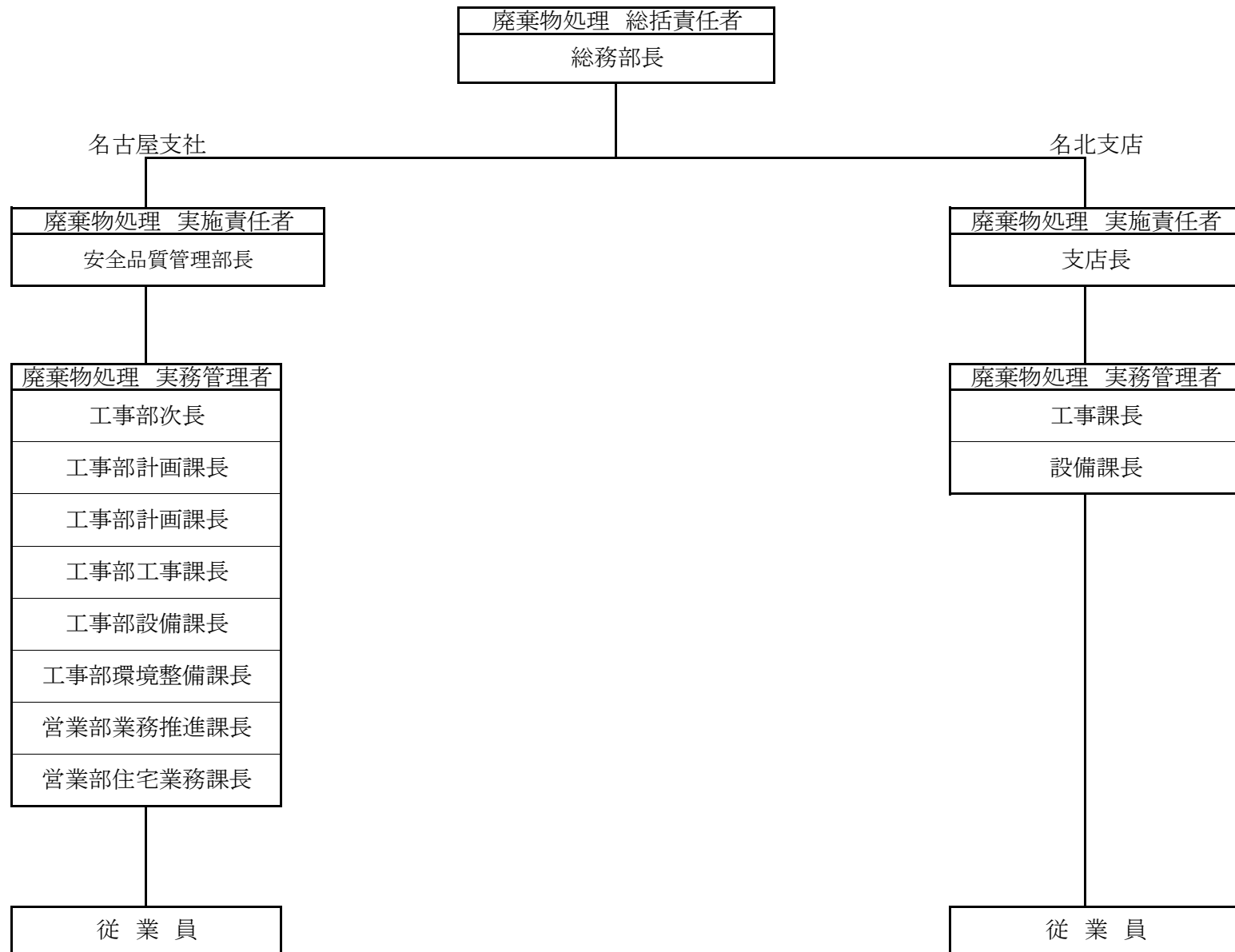
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 前年度と取組みを継続実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

名古屋支社産業廃棄物処理管理体制表

令和6年6月17日



計画書別紙2

【前年度(令和5年度)実績】

[illegible]

[illegible]